

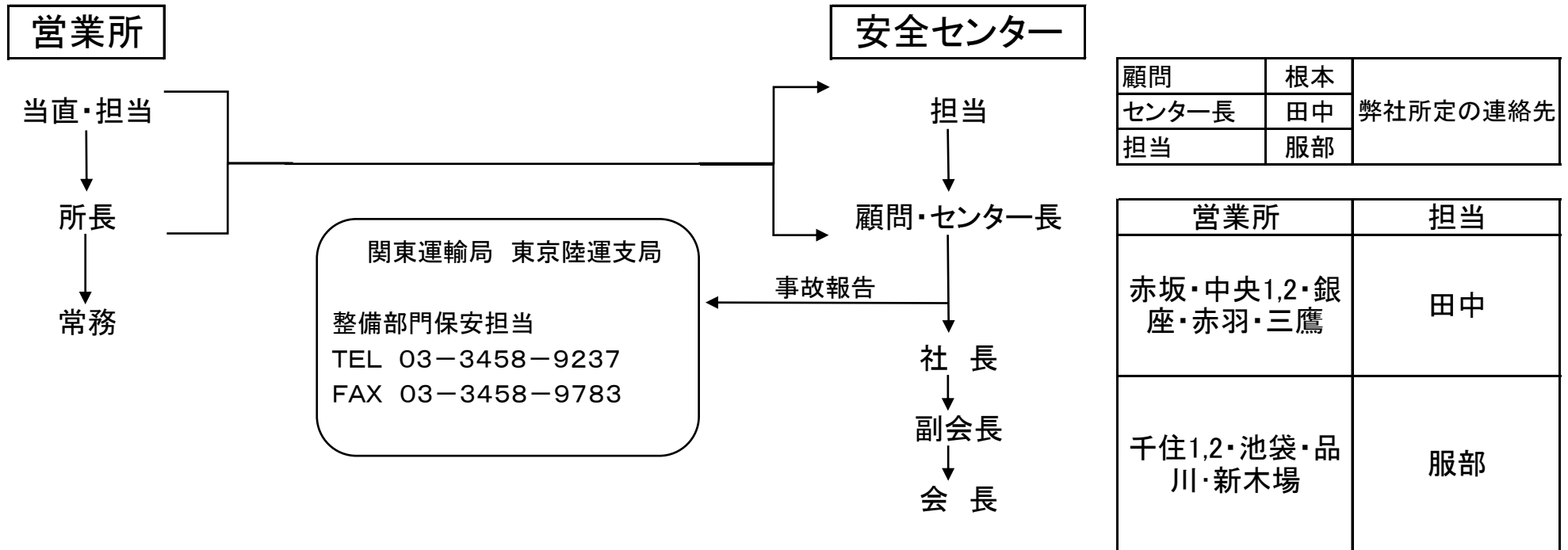
重大事故発生時の社内連絡網

2016年6月22日改定

※特定重大事件・重大事件およびその発生予告の場合も同様の手順とする。

『特定重大事件』→施設占拠・爆発・化学物質散布などのテロ行為が相当

『重大事件』→タクシー強盗等により乗員乗客に死傷者が発生した場合が相当



重大事故発生時の社内連絡

- (1) 営業所当直・担当者は事故の状況を把握して重大事故に該当する事案については所長に連絡すること
- (2) 所長は常務に連絡するとともに安全センター担当者とセンター長に連絡をする
※(所長が連絡もしくは安全センターに連絡を指示する)
- (3) 安全センター長は社長へ連絡するとともに速報事案の場合は陸運支局へ電話速報をする